

船橋市緑の基本計画

進行管理

市の木・市の花



サザンカ



カザグルマ



ヒマワリ

建設局 都市整備部 公園緑地課

令和4年9月

目次

1	緑の基本計画	P 2
2	計画策定後の進行管理	P 4
3	各施策の進捗状況	P 5
4	各施策の具体的取組	P 7
	(施策 1) 船橋らしい緑の保全	P 7
	(施策 2) 公園緑地の整備	P 8
	(施策 3) 緑化の推進	P 10
	(施策 4) 緑の効果を高める管理の充実	P 11
	(施策 5) 市民との協働の推進	P 11
	(施策 6) 緑の普及・啓発	P 12

●はじめに

本市は、海から源流域までたどれる水系特性があるほか、南部には貴重な干潟・浅海域「三番瀬（さんばんぜ）」、内陸部には河川の源流域となる斜面緑地、ふなばしアンデルセン公園や県民の森といったまとまった緑地が残っており、市街化が進んでいる一方で、特徴ある緑の自然環境が見られるまちとなっています。

緑は生活にうるおいとやすらぎをもたらすかけがいのない財産であり、現在残っている緑を保全しながら、新たな緑の創出を図り、それらの緑と水の景観に親しめる拠点のネットワーク形成を行うことで、将来を担う子どもたちに豊かな自然を継承していくことが私たちの責任だと考えています。

そのために、都市の緑の適正な保全及び緑地に関する計画である「緑の基本計画」を中長期的な視点に立って策定し、市民のみなさまと行政が一体となって緑のまちづくりに取り組んでいくための共通目標・指針として推進していきます。

本冊子は進行管理結果を公開することで、本計画の実行性をより高めることを目的に作成しました。

1 緑の基本計画

●緑の基本計画とは

平成6年6月の都市緑地保全法（現：都市緑地法）の改正において創設された、市町村が中長期的な視点に立って策定する都市の緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する基本計画です。

船橋市緑の基本計画は平成9年3月に策定し、平成19年10月に改定（改定第1版）を行いました。また、平成23年に起きた東日本大震災に起因する防災意識の高まりや異常気象の一因と考えられている地球温暖化への対策といった社会情勢の変化、また、緑化に関する普及・啓発活動をしていた財団法人船橋市緑の基金の解散といった経緯を踏まえ、現状に合った計画とするために平成29年3月に改定を行い、現計画（改定第2版）となっています。

●構成

本計画書は読みやすくなるよう、前半に「緑の機能」「計画の基本方針」「計画実現のための施策」等を記載し、計画の位置づけ等は後半に示しています。

- 第1章 緑の機能
- 第2章 船橋の緑の現況
- 第3章 計画の基本方針
- 第4章 計画実現のための施策
- 第5章 地域別計画
- 第6章 計画策定後の進行管理
- 第7章 緑の基本計画とは

●基本方針

次の4つの基本方針のもとに、緑の保全・創出・育成を進めることにより緑の将来像を実現していきます。

- 方針1 人と緑と生きものがふれあえる、水と緑のネットワークをつくります
- 方針2 多様な緑により、風格ある緑の都市をつくります
- 方針3 安全で快適な暮らしに役立つ、質の高い緑を増やします
- 方針4 市民との連携により、緑を守り育んでいきます

●目標

中間目標年度を令和7年度、目標年度を令和17年度とし、3つの目標を定めています。

目標1 樹林地の確保

市内にある樹林地を維持・保全するため、都市緑地としての開設や指定樹林の指定といった保全施策を実施している面積を増やします。

目標2 都市公園の整備

都市公園の総面積を増やします。

目標3 市民協働の推進

市民協働事業に対する参加団体や実施箇所数を毎年2%増やします。

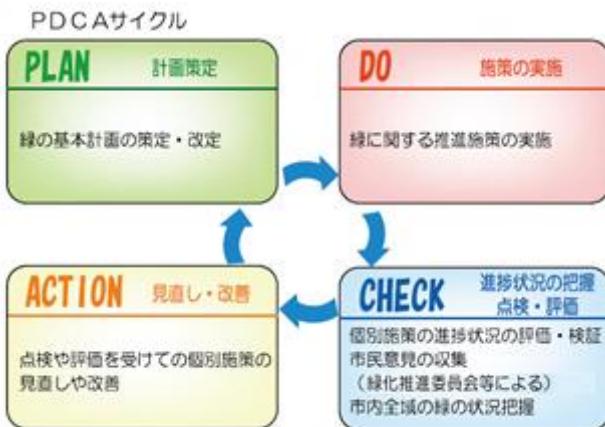
目標	基準	実績 (令和3年度)	中間目標 (令和7年度)	目標 (令和17年度)
樹林地の確保	206ha (H25)	194ha	226ha	246ha
都市公園の整備	198ha (H26)	219ha	231ha	257ha
市民協働の推進	市民協働事業に対する参加団体や実施箇所数を毎年2%増やす			

2 計画策定後の進行管理

●進行管理

本計画の推進にあたっては、PLAN（計画策定）、DO（施策の実施）、CHECK（進捗状況の把握、点検・評価）、ACTION（見直し・改善）のPDCAサイクルに基づき行います。

具体的にはPLANで緑の基本計画の策定・改定を行い本計画の実行性を高め、DOで具体的な施策を実行し、CHECKで個別施策の進捗状況の評価・検証を行うとともに緑化推進委員会等による市民の意見を取り入れ、ACTIONで計画の推進に関する点検や評価を受けて推進施策の見直しや改善を行います。



各個別施策については、施策内容やその効果により1年から3年程度の定期的な検証を行い、施策の修正等を行います。

さらに、進行管理結果をホームページ等により公開することで実行性を高めます。

3 各施策の進捗状況

全45個別施策の進捗状況（令和3年度末時点）は、下記のとおりです。

各施策の進捗状況	
未着手（－）	1 施策(2%)
着手（△）	1 施策(2%)
実施（○）	43 施策(96%)
完了（◎）	0 施策(0%)

各個別施策の進捗状況は下記のとおりです。

基本施策		個別施策	
(施策1) 船橋らしい 緑の保全	1-1	樹林地の機能評価	○
	1-2	都市緑地による樹林地の保全	○
	1-3	市民の森による樹林地の保全・活用	○
	1-4	指定樹林制度の活用	○
	1-5	特別緑地保全地区の指定	△
	1-6	風致地区制度の活用による緑の維持	○
	1-7	巨樹・名木の保全	○
(施策2) 公園緑地の 整備	2-1	公園不足地区における優先的整備の推進	○
	2-2	公園等の恒久性の確保	○
	2-3	土地区画整理事業や再開発事業等との連携による整備	○
	2-4	既存国有地の活用	○
	2-5	隣接する市街化調整区域での公園整備	○
	2-6	市街地の立体的な土地利用による公園整備	○
	2-7	新たな運動公園の整備	—
	2-8	開放型の都市緑地の整備	○
	2-9	特色ある公園等の整備	○
	2-10	防災機能の強化	○
	2-11	都市公園の再整備による活性化	○
	2-12	生産緑地の活用	○

基本施策	個別施策		進捗状況
(施策 3) 緑化の推進	3-1	街路樹による道路緑化の推進	○
	3-2	自然を活かした水辺環境の創出	○
	3-3	公共施設の緑化	○
	3-4	生垣助成	○
	3-5	宅地開発や事業所等の設置と連動した緑化推進	○
	3-6	立体的な緑の推進	○
(施策 4) 緑の効果を高める管理の充実	4-1	公園・緑地・街路樹の適正な管理	○
	4-2	地域に根差した樹木の移植	○
	4-3	安全・安心な公園の維持	○
	4-4	緑のリサイクルの推進	○
(施策 5) 市民との協働の推進	5-1	市民参加の公園づくり	○
	5-2	ふれあい花壇事業	○
	5-3	花いっぱいまちづくり助成事業	○
	5-4	花苗サポーター事業	○
	5-5	町会等清掃委託制度の推進	○
	5-6	地域のシンボルとなる緑づくり	○
	5-7	ビオトープ事業の推進	○
	5-8	緑の保全に寄与する団体へのサポート	○
	5-9	緑化推進委員会の設置	○
(施策 6) 緑の普及・啓発	6-1	緑と花のジャンボ市	○
	6-2	花壇コンテスト	○
	6-3	公園等の情報提供	○
	6-4	環境学習プログラムの開発	○
	6-5	市の花の普及・啓発活動	○
	6-6	緑の散策路の普及・推進	○
	6-7	地域の活性化のための公園活用	○

4 各施策の具体的取組

基本施策	個別施策	基本計画 指標		令和3年度 事業内容	令和4年度 予定事業	進捗状況	実施上の課題、又は評価	
		令和7年度 (H37年度)	令和17年度 (H47年度)					
(施策1) 船橋らしい 緑の保全	1-1 樹林地の機能評価	市内の樹林地を都市環境の保全や景観形成、防災といった緑の持つ機能から調査・分析し、各箇所の機能を評価します。その評価結果をもとに、今後の保全方針や施策展開の検討に反映していきます。	-	-	他市における評価基準を参考に、機能の仮評価を行った。	引き続き機能評価を行う。	実施	近隣市における評価方法の研究を続けてきた。緑の機能を評価する基準(例えば、開放型の樹林地であれば、レクリエーション効果がある等)を検討していく。
	1-2 都市緑地による樹林地の保全	市内の樹林地の中で機能の評価が高く、保全すべき重要度が高い樹林地を買収もしくは借地し、都市緑地として保全します。	都市緑地面積 40.0ha	都市緑地面積 50.0ha	高野台3丁目市民の森を都市緑地として保全することとした。(実績:41.1ha)	機能評価のうえ、良好な樹林地の具体的な場所の精査へつなげる。	実施	地権者の理解を得ることが必要となる。
	1-3 市民の森による樹林地の保全・活用	市内の樹林地の中で機能の評価が高く、住宅地等に隣接するものを市民の森として借地・整備し、地域の憩いの場として開放します。	-	-	市民の森に関する情報を市HPで紹介した。	市民の森に関する情報を市HPで紹介する。	実施	地権者の理解を得ることが必要となる。
	1-4 指定樹林制度の活用	市内の樹林地の中で機能の評価が高い樹林地を指定樹林に指定し、管理費用の助成等を行うことで保全を図ります。	-	-	適宜、指定した。 (指定)908,643m ²	既指定分への助成及び新規指定を行う。	実施	相続や開発等による解除申出がある。また、地権者の高齢化により管理が困難な樹林がある。
	1-5 特別緑地保全地区の指定	都市における良好な自然環境に寄与する緑地を一定の行為の制限などにより現状凍結的保全する特別緑地保全地区等の指定による保全を検討していきます。	-	-	特別緑地保全地区の指定を含め、様々な保全方法を研究した。	特別緑地保全地区の指定を含め、様々な保全方法を研究する。	着手	候補地等について、慎重に検討を行っていく。
	1-6 風致地区制度の活用による 緑の維持	風致地区は、都市において自然的な要素に富んだ良好な景観を維持し、都市環境の保全を図るために定める地区であり、本市では4地区を指定しています。千葉県からの権限移譲により平成27年1月1日に施行した船橋市風致地区条例に規定された規制に対する確認や許可を行っていくことで、指定地区内の住環境と緑地環境の調和を図ります。	-	-	風致地区条例に基づく行為申請の審査・許可を行った。	風致地区条例に基づく行為申請の審査・許可を行う。	実施	継続していく。
	1-7 巨樹・名木の保全	ふるさとの風土の歴史を刻んだ巨樹を保全するため、指定樹木制度の活用を図ります。また、巨樹の他に地域に親しまれている木などを名木として保全するため、指定要件を検討します。	指定樹木本数 115本	指定樹木本数 130本	指定樹木へ保険を導入、及び樹木の所有者へ直接、制度の案内を行った結果、7本を新規指定した。 (実績:111本)	保険制度の活用を図り、新規指定を行う。 (目標:112本)	実施	保険制度により、所有者の不安を解消でき、指定本数の増加を図ることができた。今後も周知を強化していく。

基本施策	個別施策	基本計画 指標		令和3年度 事業内容	令和4年度 予定事業	進捗状況	実施上の課題、又は評価	
		令和7年度 (H37年度)	令和17年度 (H47年度)					
(施策2) 公園緑地の整備	2-1 公園不足地区における優先的整備の推進	市街地を町丁目や線路等の分断要素の点から54の公園整備推進地区に分け、各地区の公園整備状況をもとに、公園が不足している地区に優先的に公園を整備していきます。	-	-	公園不足地区において、公園候補用地における地権者の意向等を確認した。	引き続き、公園不足地区において、公園候補用地における地権者の意向等を確認する。	実施	地権者の理解を得ることが必要となる。
	2-2 公園等の恒久性の確保	公園等の恒久性を確保するため、都市公園法に基づく都市公園として開設するとともに、一定規模以上の都市公園については都市計画決定を行います。また、借地により開設している公園は用地取得を推進します。	-	-	藤原市民の森緑地について新たに都市計画決定を行った。	公園等の恒久性を確保するとともに、必要な都市計画決定を行う。	実施	借地公園の計画的な用地取得を検討していく。
	2-3 土地区画整理事業や再開発事業等との連携による整備	土地区画整理事業や再開発事業等の実施の際には、公園整備等の協議を行い必要となる公園や緑地の確保を図るとともに、地区計画や緑地に関する協定も活用しながら緑のまちづくりを進めます。	-	-	土地区画整理事業が円滑に施行されるよう、土地区画整理事業組合の支援を行なう。	土地区画整理事業が円滑に施行されるよう、土地区画整理事業組合の支援・指導を行う。	実施	事業計画に沿って円滑に事業が施行されるよう、継続して組合に対する支援・指導を行う。
	2-4 既存国有地の活用	国有地等の払下げに際し、公園不足地域等の状況を踏まえ、用地取得並びに公園整備を検討していきます。	-	-	三山8丁目未利用国有地について、引き続き、国と協議を行った。	三山8丁目未利用国有地について、引き続き、国と協議を行う。	実施	引き続き、千葉財務事務所と情報共有しながら、状況を把握する必要がある。
	2-5 隣接する市街化調整区域での公園整備	既に宅地化された市街化区域内で、まとまった公園用地の確保が難しい場合に、隣接する市街化調整区域において公園整備を進めることを検討していきます。	-	-	整備手法等について検討を行った。	引き続き、整備手法等について検討する。	実施	検討を続ける。

基本施策	個別施策	基本計画 指標		令和3年度 事業内容	令和4年度 予定事業	進捗状況	実施上の課題、又は評価	
		令和7年度 (H37年度)	令和17年度 (H47年度)					
(施策2) 公園緑地の 整備	2-6 市街地の立体的な土地利用による公園整備	人工地盤の上部利用や立体都市公園制度など、市街地の限られた用地を立体的に活用する制度により、都市部の公園不足地域での公園整備を検討していきます。	-	-	開発による帰属公園において、貯留施設上部を公園として整備することを指導し、活用を図った。	開発による帰属公園において、貯留施設上部を公園として整備することを指導する。	実施	上部利用については、引き続き、指導していく。また、立体公園制度については、他自治体の例を研究し、導入を検討する。
	2-7 新たな運動公園の整備	スポーツ健康都市宣言を踏まえ、市民の利便性を図るため新たな運動公園の整備を検討します。	-	-	適地に関する情報収集を行った。	引き続き、適地に関する情報収集を行う。	未着手	新たな運動公園を整備するには、適地を模索する必要がある。
	2-8 開放型の都市緑地の整備	緑地保全を第一の目的とする都市緑地の整備においても、市民が利用できる開放型の緑地整備を検討します。	-	-	高野台3丁目市民の森緑地を開放型の都市緑地として開設した。	適地に関する情報収集を行う。	実施	利用者の利便性を高める整備が必要となる。
	2-9 特色ある公園等の整備	地域特性を活かした公園や特徴的な施設の整備により、特色ある公園等の整備状況を把握していきます。	-	-	施設整備の検討を行った。	施設整備の検討を行う。	実施	施設の老朽化により、今後大規模な改修が必要となるため、検討を続ける。
	2-10 防災機能の強化	防災活動の拠点となる防災公園の整備を検討する一方、都市公園の整備や再整備の際には、周辺状況を考慮した上で地元自治会等と協議し、非常時に利用できる防災施設や耐火性のある樹種の導入などにより防災機能の強化を図ります。	-	-	整備箇所の検討を行った。	本町4丁目公園の拡張整備を行う。	実施	災害時に利用できる防災施設等の整備を行い、防災機能の強化を検討していく
	2-11 都市公園の再整備による活性化	施設の老朽化や、近隣住民の年齢層の推移などから起こる利用形態の変化により、利用状況の低下がみられる公園においては、再整備により活性化を図ります。また、子育て支援や高齢化対応の充実を図るなど周辺地域のニーズや取組を踏まえて、機能の集約や分配などを考慮した既設の都市公園の再編についても検討します。	-	-	バリアフリー化を含めた、老朽化したトイレ改修の計画を作成した。	八木が谷第2号公園ほか3公園の老朽化したトイレの改修を行う。	実施	老朽化した施設の計画的な改修として、トイレの改修を計画的に取り組んでいく必要がある。
	2-12 生産緑地の活用	市街地の緑地空間確保に寄与する都市農地に関し、国の動向を注視とともに新たな施策も検討し、生産緑地制度の活用を継続していきます。その中で、面積や接道条件などの要件を満たしている箇所の買い取り申し出があった場合、公園としての活用を検討していきます。	-	-	公園用地候補地の生産緑地所有者へ意向を確認した。	公園用地候補地の生産緑地所有者へ意向を確認する。	実施	都市緑地法の改正を踏まえ、良好な都市環境の形成を図る観点から保全すべき農地については、緑地として保全・活用を検討していく。

基本施策	個別施策	基本計画 指標		令和3年度 事業内容	令和4年度 予定事業	進捗状況	実施上の課題、又は評価
		令和7年度 (H37年度)	令和17年度 (H47年度)				
(施策3) 緑化の推進	3-1 街路樹による道路緑化の推進	幅員16m以上の道路整備にあたり、計画的な道路緑化を推進するため、周辺の土地利用状況や歩行者通行量を考慮した上で、街路樹を設置できるところに、街並みや地域特性を考慮した街路樹の導入を検討していきます。	-	-	実績なし	予定なし	実施 (過年度に実施) 整備可能な箇所があれば実施していく。
	3-2 自然を活かした水辺環境の創出	河川や調節池の周辺に遊歩道や緑地などを整備し、水や緑とふれあえる親水拠点を創出します。また、遊歩道等の活用を推進するため、ベンチなど施設設置状況の把握や、新規整備も検討していきます。	-	-	市と東邦大学との包括協定に基づき、準用河川駒込川の多自然川づくりに関する助言をいただき、実現可能か検討を行った。	準用河川駒込川の多自然川づくりに関する助言をいただき、実現可能か検討する。	実施
					駒込川改修事業の用地買収を行った。	駒込川改修事業の用地買収を行う。	実施 実施に向けて着実に進んでいく。
	3-3 公共施設の緑化	公共施設の新設や建て替えに際しては、地域の景観に考慮した接道部分の緑化を推進し、地域のシンボルとなるような景観木・生垣を積極的に導入していくよう協議します。	-	-	開発指導における緑化指導を行った。	開発指導における緑化指導を行う。	実施 公共施設の建て替えに伴い、協議を行っていく。
	3-4 生垣助成	生垣の視覚効果や防災効果を高める適正な管理をしていくため、現在行っている生垣管理に対する助成の対象を広げ、設置の推進と管理状況の質が高まるよう制度の見直しを図ります。また、管理だけでなく生垣の設置に対する助成制度についても検討します。	-	-	指定樹木等助成制度の中で指定生垣に対する助成金の交付を行った。 (指定) 2,862.6m	指定樹木等助成制度の中で指定生垣に対する助成金の交付を行う。	実施 代替わりなどで生垣が撤去される例が増え、減少しつつある。新規設置の助成は、財政状況等を考慮のうえ、他市事例を研究し、検討する。
	3-5 宅地開発や事業所等の設置と連動した緑化推進	宅地開発や事業所等の設置の協議の際には、緑の保全と緑化の推進に関する条例や環境共生まちづくり条例などによる緑化の指導をしていきます。	-	-	開発指導における緑化指導を行った。	開発指導における緑化指導を行う。	実施 条例に基づき、理解を得ての緑地の確保を継続していく。
3-6 立体的な緑の推進		市街地における緑の視覚的効果と、夏季のヒートアイランド現象への対策に効果の高い屋上緑化、壁面緑化及び緑のカーテンなどの立体的な緑化を推進していきます。	-	-	開発指導における緑化指導を行った。	開発指導における緑化指導を行う。	実施 引き続き、指導を行う。
					市民、公共施設にゴーヤの種の配布及び公共施設へのゴーヤの苗等の資材配布を行った。	市民、公共施設にゴーヤの苗等の配布を行う。	実施 取組は順調に進んでいるが、適宜事業内容の見直しを行っていく。

基本施策	個別施策	基本計画 指標		令和3年度 事業内容	令和4年度 予定事業	進捗状況	実施上の課題、又は評価	
		令和7年度 (H37年度)	令和17年度 (H47年度)					
(施策4) 緑の効果を高める管理の充実	4-1 公園・緑地・街路樹の適正な管理	緑が目に生える、質の高い緑へと育成し管理していくため、公園や緑地、街路樹を含めた緑に対し、樹種ごとの将来樹形までを見据えた適正な管理手法を検討し、樹木管理を行っていきます。	-	-	樹木管理マニュアルに基づき、現場条件にあわせた適正な樹木管理を行った。	樹木管理マニュアルに基づき、適正な樹木管理を行う。	実施	引き続き、管理手法を検討し、適宜反映させる。
	4-2 地域に根差した樹木の移植	地域の中で親しまれシンボルとなっている樹木を、やむを得ず除去せざるを得なくなった場合に、移植等の保全方法を検討します。	-	-	除去が必要な事例が発生しなかった。	除去が必要な場合は、地域の要望を踏まえ移植等による保全を検討する。	実施	移植を含めた様々な保全方法を研究していく。
	4-3 安全・安心な公園の維持	犯罪や事故防止のため、適正な夜間照明の照度を確保し、死角となるような施設や植栽の改善を図ります。	-	-	運動公園陸上競技場周辺の照明灯をLED化した。	照度が不足している公園が確認された場合、改修等を検討する。	実施	隣接地への照明の光漏れの配慮のうえ、防犯上必要な照度を確保できるよう継続する。
	4-4 緑のリサイクルの推進	樹木の剪定によって発生した枝等をチップ化し、土壌改良材等として活用していくとともに、新たな有効利用方法を検討していきます。また、公園等で木材を使用する施設を整備する際に、再生木材を使用した製品を活用します。	木材を使用する施設の整備において、再生木材使用製品の整備割合100%を目指します。		再生木材を使用したベンチ等の活用を継続している。	公園整備等における再生木材の使用を検討する。	実施	施設の改修時に、耐久性等を考慮しながら活用を検討していく。
(施策5) 市民との協働の推進	5-1 市民参加の公園づくり	公園の整備にあたっては、計画段階から市民のニーズを把握し、利用者が愛着をもてる公園づくりを進めます。また、こども未来会議室等での公園整備や利用方法に関する提案や要望についても積極的に検討していきます。	-	-	必要に応じて、整備等を行っていく。	地元町会の要望により、本町4丁目公園の拡張部に遊具を設置する。	実施	公園整備前に地元説明会を実施していく。
	5-2 ふれあい花壇事業	公園等に花壇を設置し、市民団体等に花苗の植え替えや水やりなど花壇の管理をお願いいたします。今後は、事業の効果を高めるため、花壇の管理についてアドバイスする専門家の派遣などにより、活動団体をサポートするような体制づくりを検討します。	実施箇所 120箇所	実施箇所 147箇所	大神保まちかどスポーツ広場・古和釜町まちかどスポーツ広場、豊富まちかどスポーツ広場、高瀬町まちかどスポーツ広場を新たに追加、パンフレットを地区別に更新し、中学生へ配布した。	新規公園の検討を行う。	実施	全中学校区においてボール遊びができる施設を案内できるよう対象施設を増やしていく。
	5-3 花いっぱいまちづくり助成事業	花のあるれるまちづくりのため、公共的な空間に花を植えている団体に、その費用を一部助成します。今後は、より使いやすい制度になるよう手続き等を見直し、登録団体の増加を図ります。	事業参加団体 55団体	事業参加団体 65団体	引き続き、花いっぱいまちづくり助成事業の周知を行う。(実績:24団体)	周知を継続するとともに、活動団体を増やす方法を検討する。(目標:33箇所)	実施	活動を継続して実施してもらえるよう工夫をしていく。また、他緑化推進事業に参加している方へ周知するなど、相乗効果を図っていく。

基本施策	個別施策	基本計画 指標		令和3年度 事業内容	令和4年度 予定事業	進捗状況	実施上の課題、又は評価	
		令和7年度 (H37年度)	令和17年度 (H47年度)					
(施策5) 市民との協働の推進	5-4 花苗サポーター事業	事業に協力していただける市民を登録し、種から花苗をつくるまでの育て方を講習しながら、種や必要資材を配布して花苗づくりをお願いする「花苗サポーター事業」の実施を検討します。作成した花苗のうち、一定個数を公共施設用として納品してもらい、残りは自由に育ててもらうことで、花のあふれる街を目指します。	-	花苗サポーター 100人	春と秋に講習会を実施し、花苗の定植場所として、丸山牧の里公園、小栗原蓮池公園、白梅公園、夏見台南公園、二宮出張所が加わった。また、秋にサポーター公募を行った。(目標:70人) (実績:57人)	定植場所の拡大の検討を行う。また、秋事業ではサポーター公募を行う。(目標:70人) (実績:57人)	実施	定植場所の拡大、各地域でのリーダー育成により、花のあふれる街を目指す。
	5-5 町会等清掃委託制度の推進	身近な公園の清掃等管理を町会などの団体に委託し、地域で管理していただきます。活動団体や箇所を増やしていくよう、例えば容易なものから何段階かに管理内容のレベルを変えた委託体制にするなどの制度改正の検討や報告体制の見直しを行い推進していきます。	委託箇所 446箇所	委託箇所 543箇所	周知媒体を拡大するため、市ホームページ及び市民力発見サイトへ掲載した。 (実績:330箇所)	周知を継続するとともに、活動団体を増やす方法を検討する。 (目標:360箇所)	実施	清掃団体の高齢化などにより、辞退する団体が増えている。周知の拡大を進めるとともに、若い世代の参加を増やす方法を検討していく。
	5-6 地域のシンボルとなる緑づくり	公園や緑地の整備・再整備などに合わせ、地域のシンボルとなる樹種を選び、それを地域住民に植樹してもらうイベントなどを行うことで、緑を増やすとともに緑に興味を持つてもらう機会や、公園に愛着を感じてもらうきっかけをつくります。	植樹箇所 20箇所	植樹箇所 50箇所	実績なし (実績:3箇所)	公園の整備等に合わせ、対応できる体制を整えておく。 (目標:8箇所)	実施	公園の再整備等に合わせ、公園に愛着を感じてもらうきっかけがつくれるよう、働きかけをしていく。
	5-7 ビオトープ事業の推進	生物の生息空間としての機能を高めるため、緑や花、水辺などを合わせ持ったビオトープを設置・管理し、生物多様性の拠点とします。管理運営に際しては、学校や市民団体、専門知識を有する方と協力し、環境教育や地域の交流の場としても活用できるよう、推進体制を検討していきます。	-	-	累計17校にビオトープを設置した。	継続して実施する。	実施	設置済みの学校は今後も活用するとともに、新規設置については、適地の確保が難しいため、検討していく。
	5-8 緑の保全に寄与する団体へのサポート	緑の保全に寄与する市民活動団体をサポートする方法やシステムを検討します。	-	-	緑の保全に関する表彰を1件行った。	引き続き、表彰等を行っていく。	実施	サポートを継続していく。
	5-9 緑化推進委員会の設置	各施策を推進するにあたり、地域を代表して市との連携を図り、各地域の緑化状況を把握し緑化のサポートをする緑化推進委員の委嘱と緑化推進委員会の設置を検討します。	-	-	委員会を2回実施した(新型コロナウイルスの感染拡大によりR4年2月の委員会は延期)。	委員会を継続して開催する。	実施	緑化を推進するため、委員会を継続していく。
(施策6) 緑の普及・啓発	6-1 緑と花のジャンボ市	植木や花苗などの販売を行う「緑と花のジャンボ市」を毎年2回開催します。現在は、年2回とも天沼弁天池公園で開催していますが、今後は市内の別の地域での開催も検討するとともに、植木や花苗の販売だけでなく、展示スペースや体験コーナーなどの内容拡充についても検討していきます。	-	-	新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを作成し、2年ぶりに春と秋にジャニボ市を開催した。	新型コロナウイルス感染症対策を継続し、春と秋に実施する。	実施	魅力あるイベントになるよう、関係団体をタイアップする等、工夫していく。
	6-2 花壇コンテスト	個人や団体が、街中で管理している花壇のコンテストを開催し、優秀者を表彰します。今後は、事業推進のため、花壇等の作り方や花の育て方などをアドバイスする講習会等の開催も検討します。	コンテスト出場団体 55団体	コンテスト出場団体 65団体	審査期間を延長した効果を確認しつつ、実施する。 (実績:38団体)	審査期間を延長した効果を確認しつつ、実施する。 (目標:45団体)	実施	緑化推進委員会の意見をもとに、審査期間を1ヶ月へ延長した。応募者からの反応も良いことから、継続していく。また、イベントで事業チラシの配布等を行い、PRしていく。

基本施策	個別施策	基本計画 指標		令和3年度 事業内容	令和4年度 予定事業	進捗状況	実施上の課題、又は評価	
		令和7年度 (H37年度)	令和17年度 (H47年度)					
(施策6) 緑の普及・啓発	6-3 公園等の情報提供	公園等の位置や施設情報を検索するシステムを構築し、市民に情報提供することで公園等の活用促進を図ります。また、地域の活動などもサポートできるよう公園等でのイベントなどの情報を検索システムに連動させることも検討していきます。	-	-	公園・緑地等の情報を掲載している「公園マップ」を随時更新した。	公園・緑地等の情報を掲載している「公園マップ」を随時更新する。	実施	公園マップの更新により、ボーグル遊びのできる公園等の情報提供を行うことで、公園等の活用促進を図る。
	6-4 環境学習プログラムの開発	ふなばしアンデルセン公園での自然体験やふなばし三番瀬海浜公園に整備する環境学習施設での環境学習に併せ、環境に関する活動をしている市民活動団体とも協力しながら環境学習プログラムを作成し、実施していきます。	-	-	アンデルセン公園において、指定管理者による自然観察会等を実施した。	アンデルセン公園において、指定管理者による自然観察会等を実施する。	実施	着実に事業を実施していく、魅力ある公園づくりを図っていく。
					所管するふなばし三番瀬環境学習館において、指定管理者による、オンライン型のワークショップ等を実施した。	所管するふなばし三番瀬環境学習館において、引き続き指定管理者によるオンライン型のワークショップ等を実施していく。	実施	「新しい生活様式」に対応しながら取り組みは順調に進んでおり、今後も引き続き広報活動等に力を入れていく。
	6-5 市の花の普及・啓発活動	市の花である「ヒマワリ」と「カザグルマ」を周知し、市民一人ひとりの手による緑化活動を推進します。ヒマワリの周知については、学校や保育園といった公共施設等で育てることや、種の小袋を出張所等の窓口で配布することで推進します。カザグルマについては、自生地の保護を最優先課題としつつ、自生種から育てた苗の配布により周知を図ります。どちらも、配布数の増加や配布箇所の拡大等により周知を強化していきます。	-	-	カザグルマについて、開花時期に、本庁舎入口に展示する他、ふれあい花壇の団体へ配布する。また、ヒマワリの種を課窓口等で配布する。加えて、市の木・花ガイドを作成し、イベント等で配布する。	カザグルマについて、開花時期に、本庁舎入口に展示する他、ふれあい花壇の団体へ配布する。また、ヒマワリの種を課窓口等で配布する。加えて、市の木・花ガイドを作成し、イベント等で配布する。	実施	周知を強化するため、周知媒体や周知先の充実を図る。
	6-6 緑の散策路の普及・推進	自然散策マップやお散歩マップの周知を図り、それを活用した散策会等の開催により普及していきます。	-	-	公民館や市インフォメーションセンター等で広く自然散策マップの配布を行った。	公民館や市インフォメーションセンター等で広く自然散策マップの配布を行った。	実施	令和4年度は自然散策会を2回実施する予定である。また、併せて自然散策マップ(H27.4発行)の情報の更新も必要に応じて実施していく。
					お散歩マップの冊子の配布が終了したため、引き続き、ホームページで電子版の周知をした。	ホームページで電子版の周知をする。	実施	継続していく。
	6-7 地域の活性化のための公園活用	地域の活性化につながる、朝市やチャリティーイベントなどの開催場所として公園等を活用していきます。加えて、ロケ地の紹介をしている「ふなばし撮おりやんせ」を通して映画やドラマなどの撮影も誘致し、市に愛着を感じてもらえるよう公園を活用していきます。	-	-	3件実施した。	随時実施する。	実施	市の公園に愛着を感じてもらえるよう、活用方法を模索していく。